

# 内部統制基本方針

## 業務の適正を確保するための体制

### 1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令 および定款に適合することを確保するための体制

- ①グループのコンプライアンス方針および行動基準を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置しています。
- ②関係会社管理規程により、子会社のコンプライアンスに関する事項を監督しています。
- ③反社会的勢力との関係性の排除に向け、規程を定め、外部専門機関との連携強化や取引時の確認など、社内体制を整備しています。
- ④法令・定款等に違反または違反の恐れがある行為を発見した場合の通報・相談体制として、内部および取引先関係者を対象としたグループの企業倫理ホットラインを設置しています。
- ⑤監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行っています。
- ⑥万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対策が代表取締役、取締役会、監査役会に報告される体制をとっています。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令により保存が必要な重要書類、重要会議の議事録、決裁書類など、取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、情報セキュリティ管理規程、文書取扱規程に従い、書類または電子データにより適切に保存および管理しています。

### 3. 当社および子会社の損失リスクの管理に関する規程その他の体制

- ①グループのリスクマネジメント方針その他各種規程の手順書等に従い、業務執行に係るリスクに対して、迅速かつ適切に管理・対応しています。
- ②当社の取締役・執行役員が子会社の役員を兼務し、情報収集およびリスクを管理する体制をとっています。
- ③事業継続計画(BCP)を策定し、緊急事態の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整えています。

### 4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①全社の中期経営計画および年度経営計画を策定し、各部門および子会社は経営計画

に則った事業計画を策定しています。

- ②定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、役員が当社および担当する子会社の重要事項を報告し、取締役会規程により定められている事項については審議・決定しています。
- ③定期的に常勤取締役・常勤監査役・執行役員の出席する経営会議を開催し、業務の執行および担当する子会社に関する重要事項について意思決定を機動的に行っています。

## 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①本社部門が関係会社管理規程およびそれに関する各部門手順書等により、関係会社の業務執行状況を監督しています。
- ②監査室および監査法人が、連結業績への影響度を踏まえ、関係会社の業務・会計監査を定期的実施しています。
- ③経営会議において、各部門および子会社の営業成績、財務状況その他重要事項が報告されています。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性および取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その職務の補助には監査室があたり、その構成員は監査役により人事評価され、監査役の指示を優先しています。

## 7. 当社グループの取締役・監査役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

- ①常勤監査役が重要会議に出席して情報を収集し、必要に応じて報告を求めています。
- ②監査役から報告等を求められた場合、取締役および使用人は、速やかに報告しています。
- ③企業倫理ホットラインの窓口を監査室および社外の弁護士とし、速やかに監査役に報告する体制をとっています。

## 8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。
- ②監査役は、重要書類の閲覧等により、取締役の職務執行を監査しています。
- ③監査役は、監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っています。
- ④監査役の職務執行に必要な費用は会社で負担しています。

改正 2018年5月21日